

[ 事案 21-12 ] 契約転換無効確認請求

・平成 22 年 4 月 28 日 裁定終了

< 事案の概要 >

被保険者が死亡したが、転換時に誤説明があったことを理由に、契約転換（減額転換）を無かったことにして、転換前の死亡保険金額を支払って欲しいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

亡夫が契約者・被保険者であった平成 10 年加入の定期付終身保険(被転換契約)を、営業担当者から勧誘を受け、20 年 3 月、ガン保障の充実を目的に契約転換し、がん入院特約付の定期付終身保険(転換後契約)を契約した。

亡夫は、同年 3 月下旬に A 病院にて胃がんと診断され、同日 A 病院に入院、転換後契約の責任開始日から 59 日後胃がんと診断確定され、同年 8 月に胃がんにより死亡した。そこで、保険金等を支払請求したところ、がん入院特約給付金は支払われず、三大疾病保障定期保険金は金額の少ない転換後の金額 200 万(転換前の金額 500 万円)しか支払われないと言う。しかし、下記のとおり、転換の際に事実と異なる説明を受け、誤信したもので、契約転換手続きには瑕疵があり、転換後契約の申込みは錯誤によるもので無効である。契約転換をなかつたことにして、被転換契約にもとづいた保険金を支払って欲しい。

- (1) 契約転換の勧誘を受けた際、「保障の切れ目」が発生することが不安であることを営業担当者に伝えたが、3 つの事例を挙げて説明をされたため、契約転換を行っても問題はないと考えた。(しかし、転換後契約に付加したがん入院特約は、責任開始日から 90 日以内にがんと診断確定された場合には、がん入院特約が無効となることについて、説明を受けていない)
- (2) そのため、亡夫は契約転換手続きを行ったが、営業担当者の説明は誤っており、契約者に不利益となる事柄についての説明もなかった。
- (3) 転換手続きに際し、契約者である亡夫は営業担当者と面接しておらず、約款も契約転換から数日経過した後に届けられており、契約転換手続きには重大な瑕疵がある。

< 保険会社の主張 >

営業担当者は、下記のとおり、申立人を介して契約者である亡夫に対し、転換契約後の契約、付加したがん入院特約の内容について説明しており、契約転換手続きに瑕疵はなく、契約者である申立人の亡夫にも錯誤はなく、申立人の請求に応ずることは出来ない。

- (1) 営業担当者は、契約を転換すると被転換契約が消滅し、転換後契約の保障内容で保険会社が保険契約上の責任を負うことになること、保険金額が減少すること、責任開始日から 90 日以内にがんと診断確定された場合はがん入院特約が無効となることなどについて、資料に基づき説明を行っている。
- (2) 口頭での説明は申立人に対して行ったものだが、後日に契約者・被保険者自身の署名による申込みを受けている。また、転換手続きの説明時ないし申込書受領時に、申立人に「ご提案書」及び「ご契約のしおり 約款」を交付し、営業担当者はこれらの資料に基づいて説明を行っている。
- (3) 申立人は、契約転換手続きの直後に、亡夫がガンで亡くなり、支払いを受けられる保険金額が減少してしまったため、本件申出に及んだものと思われるが、顧客間の公平上、申し出に応じることは出来ない。

### < 裁定の概要 >

裁定審査会では、当事者から提出された書面および申立人、営業担当者からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記理由により、本件申立ては認められないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

#### (1) 営業担当者による 90 日間不担保の説明の有無について

一般に、がん入院特約には不担保期間があり、保険会社の営業担当者において、通常、説明がなされている事柄であることからすると、申立人の供述のみをもってして、90 日間不担保の説明がなかったと認めることはできない。一方、営業職員が、申立人を介して亡夫に 90 日間不担保について説明したと認めることもできない。

しかし、営業職員が、申立人の亡夫に、90 日間不担保について説明していなかったとしても、そのことが直ちに転換契約の無効に繋がるものではない。

#### (2) 亡夫の錯誤について

申立人が主張する亡夫の錯誤は、不担保の期間はないと誤信したというものだが、亡夫は既に死亡しており、説明を求めることはできず、そもそも亡夫に錯誤があったのか明らかではない。また、仮に錯誤があったとしても、この錯誤が、民法 95 条の錯誤に該当するためには、「要素の錯誤」(注)と認められる必要がある。

そこで、「要素の錯誤」の成否を検討するに、がん入院特約において、不担保期間があることは一般的であり、通常人にとって、不担保期間があるか否かが、転換契約を左右する事情とは認められない。よって、亡夫に錯誤があったとしても、「要素の錯誤」と認定することはできず、申立人の錯誤無効の主張は認められない。

(注)「要素の錯誤」とは、法律行為の重要部分に錯誤があり、当該錯誤がなかったならば、表意者(本件では亡夫)はもちろんのこと、通常人においても、転換契約をしなかったであろうことを意味する。

#### (3) 契約転換手続における重大な瑕疵の有無について

申立人は、営業担当者が亡夫と面接していないことを問題にするが、本件においては、亡夫は、申立人を介し、契約内容の説明を受けることを了承しており、また、申立人より説明を受けて、契約申込書等に署名・押印していることからすると、契約転換手続きに瑕疵があったと認めることはできない。

また、申立人は、約款の交付が遅れたことを主張するが、契約申込書の受領印からすると、約款は、転換契約申込書提出日に申立人に交付されていると認められるから、契約転換手続きに瑕疵があったと認めることはできない。